

青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 経緯

国においては、「地域再生法」に基づき、首都圏への過度な一極集中を是正し、安定して良質な雇用創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目的に、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進している。

本市では、平成 28 年に「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例」を定め、同法に基づき県が策定した地域再生計画に定める地方活力向上地域において、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設(事務所、研究所等)の新設等を行う事業者について、3 か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じている。

2 改正の概要

一般、「地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令」が一部改正され、本社機能を有する施設の新設等を行う事業者について、地方公共団体が不均一課税を行った場合に国が行う地方交付税による減収補てん措置が 2 年間延長されたことから、本市の固定資産税の不均一課税の措置を延長するため、本条例についても所要の改正を行う。

(主な改正点)

項目	改正後	改正前
期間	令和 8 年 3 月 31 日までの間	令和 6 年 3 月 31 日までの間

3 施行期日

公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

【参考】本市の不均一課税の税率

区分	移 転 型 (東京 23 区にある本社機能を移転)	拡 充 型 (東京 23 区以外にある本社機能を移転又は市内にある本社機能を拡充)
初年度	1.6%→0.14%	
2 年度	1.6%→0.35%	1.6%→0.467%
3 年度	1.6%→0.70%	1.6%→0.933%